

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

本市は、沖縄本島の中部西海岸、県都那覇市の北東約10kmに位置し、北谷町(北)、北中城村(北東)、中城村(東)、西原町(東南)、浦添市(南)の5市町村と接している。本市の中央部に位置する普天間飛行場を取り囲むように国道、県道が環状道路網を形成しており、さらに沖縄自動車道の接続が容易な沖縄本島内各方面を結ぶ交通上の重要な地点に位置している。地勢は比較的海岸線に出入りが少なく、珊瑚礁が発達しており、地形はおおむね平坦であるが、海岸線に対して国道58号以東は台地となっている。

(台風)

本市における台風被害は、これまでも数々あり、令和2年8月の台風9号及び令和3年7月の台風6号においては、暴風、大雨等により、人的被害並びに建物被害が発生している。

沖縄県が想定している大規模な被害を受けた3つの台風を事例に、本市においても同規模の風水害を想定する。ただし、現在の社会状況などから死者数、住宅などの被害者は変動することを考慮する。

(1) 昭和32年(1957年) 台風14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年(1957年)9月25日、26日
最大風速	47.0m/s (那覇)
最大瞬間風速	61.4m/s (那覇)
降水量	70.7mm(那覇、25日～26日)
死傷者・行方不明者	193名(うち死者及び行方不明者131名)
住宅全半壊	16,091戸

(2) 昭和41年(1966年) 台風18号 コラ (第2宮古島台風)

襲来年月日	昭和41年(1966年)9月5日
最大風速	60.8m/s (宮古島)
最大瞬間風速	85.3m/s (宮古島)
降水量	297.4mm(宮古島、3日～6日)
死傷者・行方不明者	41名
住宅全半壊	7,765戸

(3) 平成15年(2003年) 台風14号 マエミー

襲来年月日	平成15年(2003年)9月10日、11日
最大風速	38.4m/s (宮古島)
最大瞬間風速	74.1m/s (宮古島)
降水量	470.0mm(宮古島、10日～12日)
死傷者・行方不明者	94名(うち死者1名)
住宅全半壊	102棟(うち全壊19棟)

(高潮)

本市の総合防災マップによると、伊佐地区から宇地泊地区における西海岸の多くは、0.5m～3mの浸水が想定されている。また、伊佐浜地区では最大3mの浸水被害が想定されている。

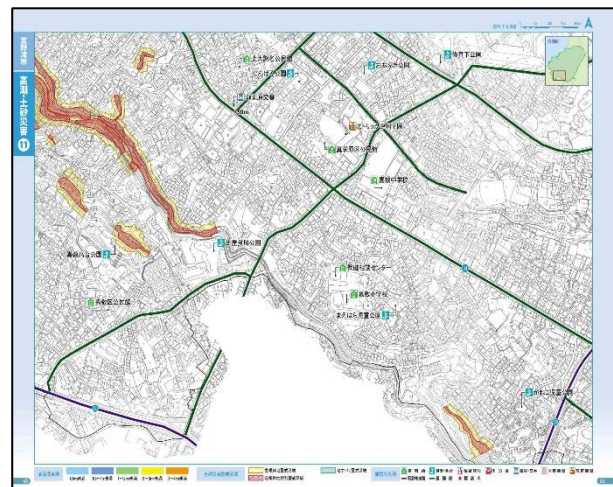
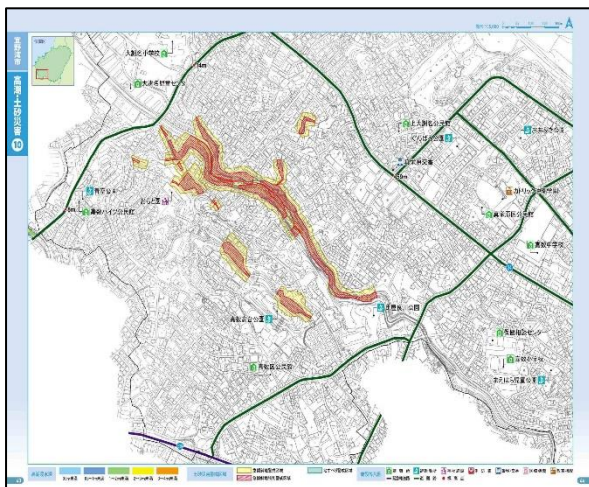
平成18年度沖縄県津波・高潮被害想定調査報告書によると、本県に來襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧(最低中心気圧870hPa)を想定し、波浪と高潮による浸水区域が以下のとおり予測されている。

■高潮浸水想定概要

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸部	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸によって広がっている低地、本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点在する低地が浸水

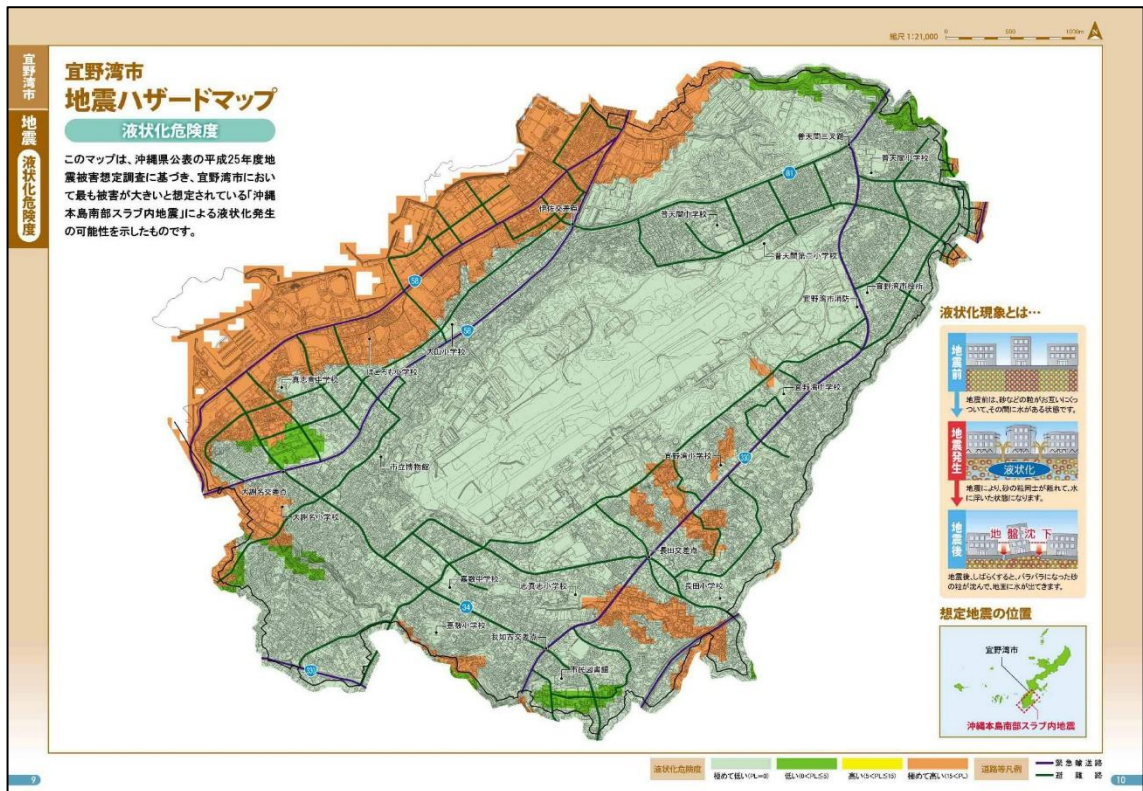
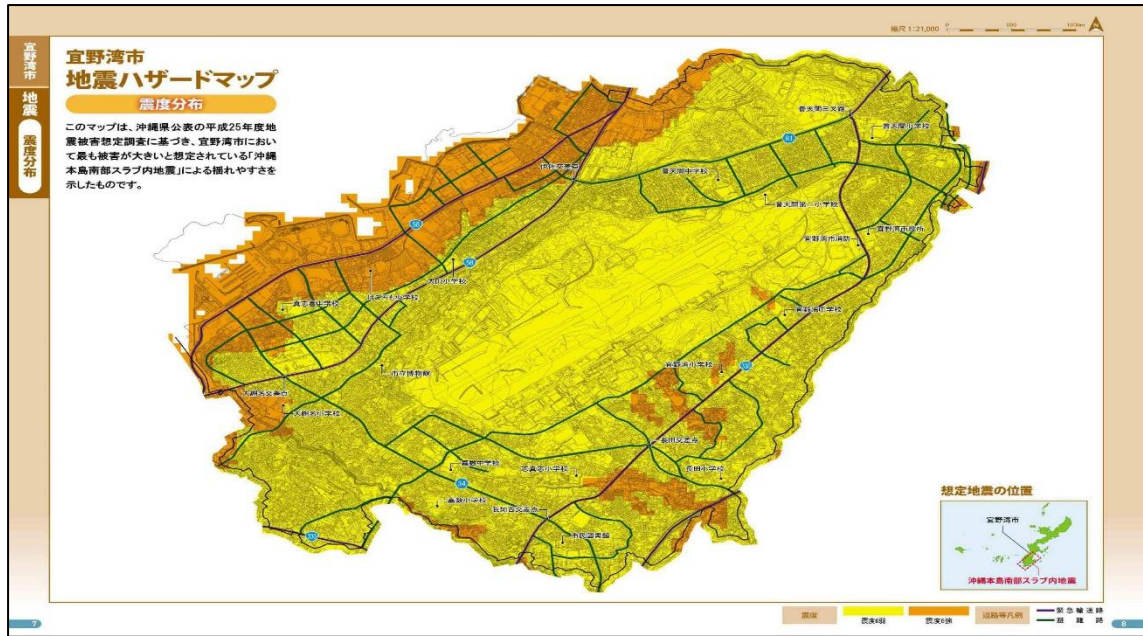
(土砂災害)

本市の総合防災マップによると、域内には、令和4年3月末に土砂災害警戒区域(特別警戒区域)は30箇所指定されました。



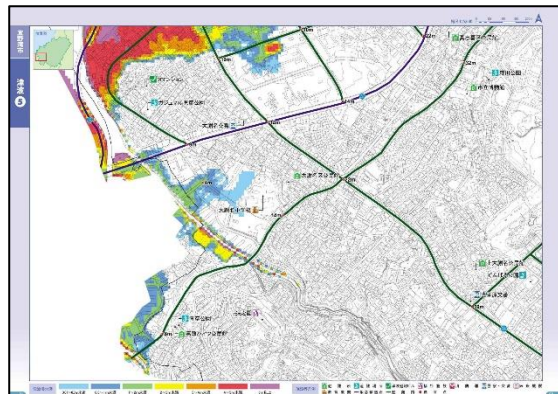
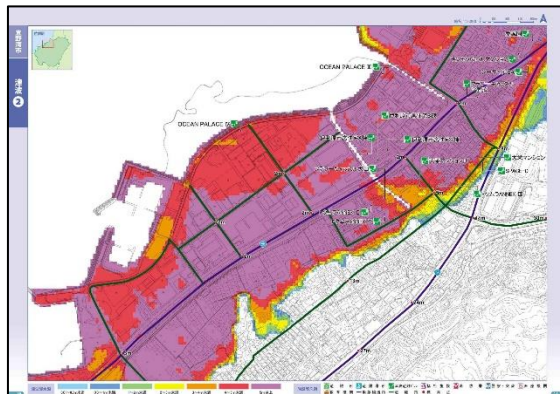
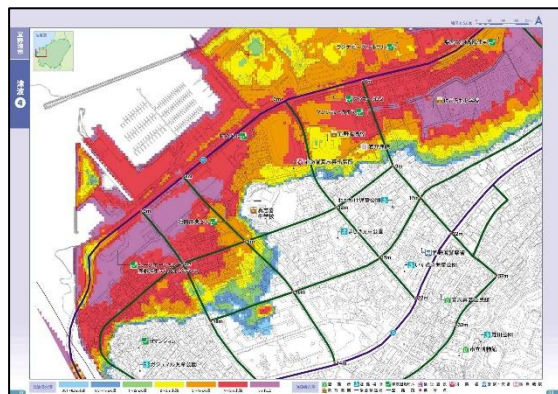
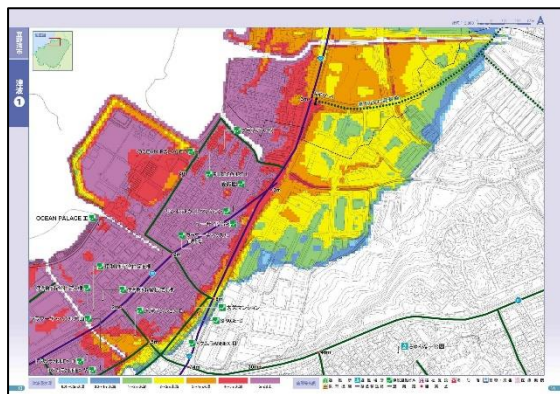
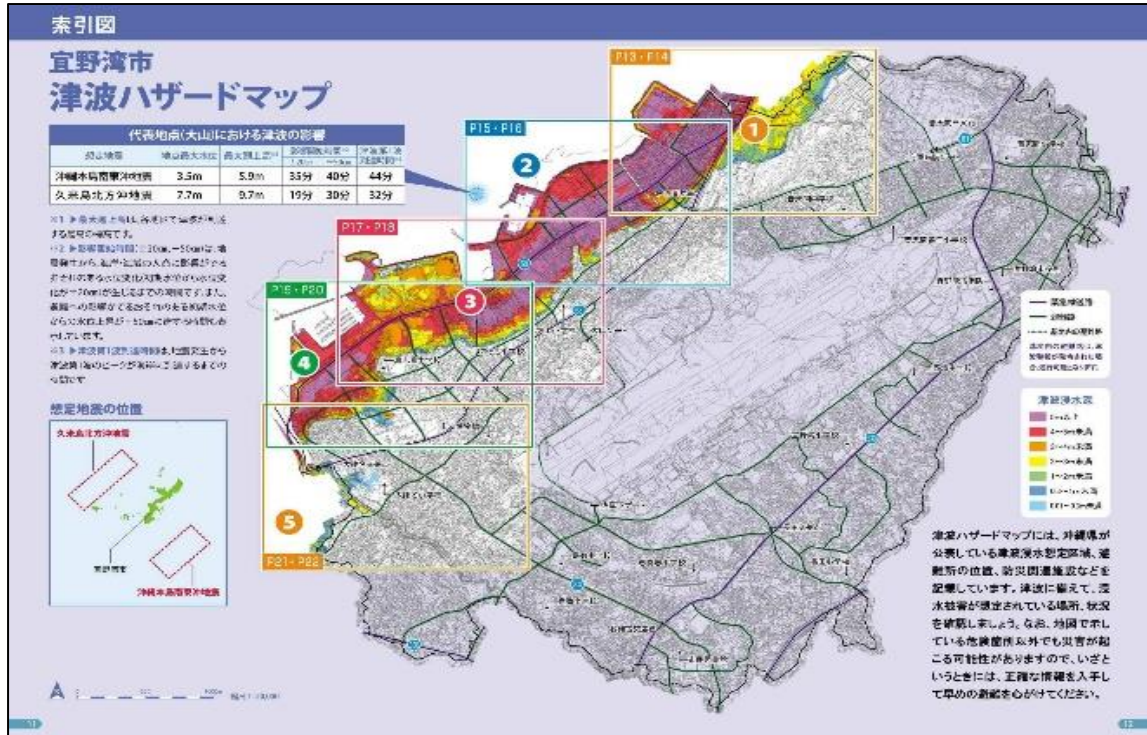
(地震)

震度(地震動)については、市域のほとんどが「震度6弱」の震度分布域に含まれており、一部では「震度6強」の揺れが予想される。また沿岸部など、市域の約19%にあたる範囲が、液状化の危険性が極めて高い区域であると予測されている。その他では、下水道・電力施設への被害や、避難所への避難者数が最も大きくなることが予測されている。



(津波)

本市の総合防災マップによると、沖縄本島南東沖地震で最大水位3.5m(最大遡上高5.9m)で第一波到達時間が44分、久米島東方沖地震では最大水位7.7m(最大遡上高9.7m)、第一波到達時間32分となっており、伊佐地区から宇地泊地区における西海岸から国道58号線沿いまで多くの市域が影響を受けることが予測されています。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 3,765 (平成26年度経済センサス基礎調査)
- ・小規模事業者数 2,941 (従業者1名～9名で検索)

【内訳】

業種	商工業者数	立地状況
鉱業、採石業、砂利採取業	1	市内に広く分散
建設業	263	〃
製造業	109	〃
電気、ガス、熱供給、水道業	4	〃
情報通信業	59	〃
運輸業、郵便業	50	〃
卸売業、小売業	955	〃
金融業、保険業	40	〃
不動産業、物品賃貸業	337	〃
学術研究、専門・技術サービス業	172	〃
宿泊業、飲食サービス業	630	〃
生活関連サービス業、娯楽業	366	〃
教育、学習支援業	235	〃
医療、福祉	318	〃
複合サービス事業	22	〃
サービス業	204	〃

(3) これまでの取組

① 当市の取組

- ・宜野湾市地域防災計画の策定(令和4年3月)
- ・宜野湾市国土強靱化地域計画の策定(令和4年3月)
- ・宜野湾市災害対策連絡会議の設置(市・消防・警察・陸自・空自)
- ・宜野湾市防災会議条例の制定
- ・総合防災訓練の実施
- ・防災備品等の備蓄
- ・防災マップの作成及び配布
- ・宜野湾市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・宜野湾市業務継続計画(BCP)の策定

② 当会の取組

- ・宜野湾市商工会危機管理マニュアルの策定(令和4年6月更新)
- ・市内商工業者に対するBCPに関する国の施策等の周知
- ・損害保険会社と連携したビジネス総合保険等リスクマネジメントの周知

II 課題

本県は台風常襲地帯であり、当市でも台風接近時には各事業所及び各家庭等で暴風対策を行うなど日頃から防災意識は高い。当会では台風接近後の取組として、経営指導員を中心に会員事業所の被害状況及び被害金額等を調査し、経営指導並びに金融指導を行っている。しかし、目視や聞き取りにとどまり、具体的な協力体制の構築やマニュアルが整備されていない状況にある。加えて、「2021版小規模企業白書」によれば、中小企業においてもBCPを策定している割合は、14%となっていることから、当市の小規模事業者も今だ啓発・普及段階にあると考えられるが平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員がいない。更には、保険・共済に対する助言を十分に行える職員が不足しているため支援スキルの向上や事業継続の取組に関する専門家や損害保険会社との連携が必要である。

III 目標

近年増加しつつある自然災害に対するリスクについて当会より市内中小・小規模事業者を対象に自然災害や感染症のリスクを認識させ、BCP策定や各種共済、保険制度の必要性を周知し加入推進を行う。また、発災時における連携の円滑化を図り速やかな復興支援が行えるよう、被害状況の把握や報告、応急復旧活動状況の確認を円滑に行うため研修会等へ積極的に参加することと組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・ 令和4年3月に策定された宜野湾市防災計画について、本計画との整合性を整理し、発災時に円滑な応急対策等に取組めるようにする。
- ・ 当会は、自然災害や事故・病気など、様々な経営リスクから企業を守り事業継続について伴走支援を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回・窓口の経営相談の際、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水害保証等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・ 会報誌やホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む紹介等を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。

項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
事業者BCP等策定件数	2件	2件	3件	3件	3件
専門家派遣件数	1件	1件	1件	1件	1件
セミナー開催件数	1回	1回	1回	1回	1回

- 2) 商工会自身の事業継続計画の作成
 - ・ 当会の事業継続計画の作成については令和5年度中に行う。
- 3) 関係団体との連携
 - ・ 連携協定を結ぶ損害保険会社へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施し、災害からの早期の復旧に向けた備えの重要性を周知する
- 4) フォローアップ
 - ・ 市内中小・小規模事業者のBCP策定及び取組状況の確認を行う。
 - ・ セミナー参加者の中から意識の高い事業者に対して、事業者BCP策定の支援を行う。
 - ・ 必用に応じて当会と当市との間で、状況確認や改善点について協議を行う。
- 5) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・ 自然災害(震度6以上の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認を行う。
 - ・ 台風の場合は「猛烈」レベルの台風が発生したと仮定する。
 - ・ 訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

- ・ 自然災害等による発災時には、人名救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。
 - 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・ 発災後4時間以内に職員の安否報告を行う。
 - ・ 商工会の事業継続計画に従い、電話やSNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、家屋被害や道路状況等大まかな被害状況等を迅速に確認し当会と当市で共有する。
 - ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
 - 2) 応急対策の決定方針
 - ・ 当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ・ 台風・豪雨・地震の場合、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、自身がまず安全確保をし、家屋の状況、冠水等の状況を確認し、警報解除後に出勤する。
 - ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する

(例:被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については大規模な災害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

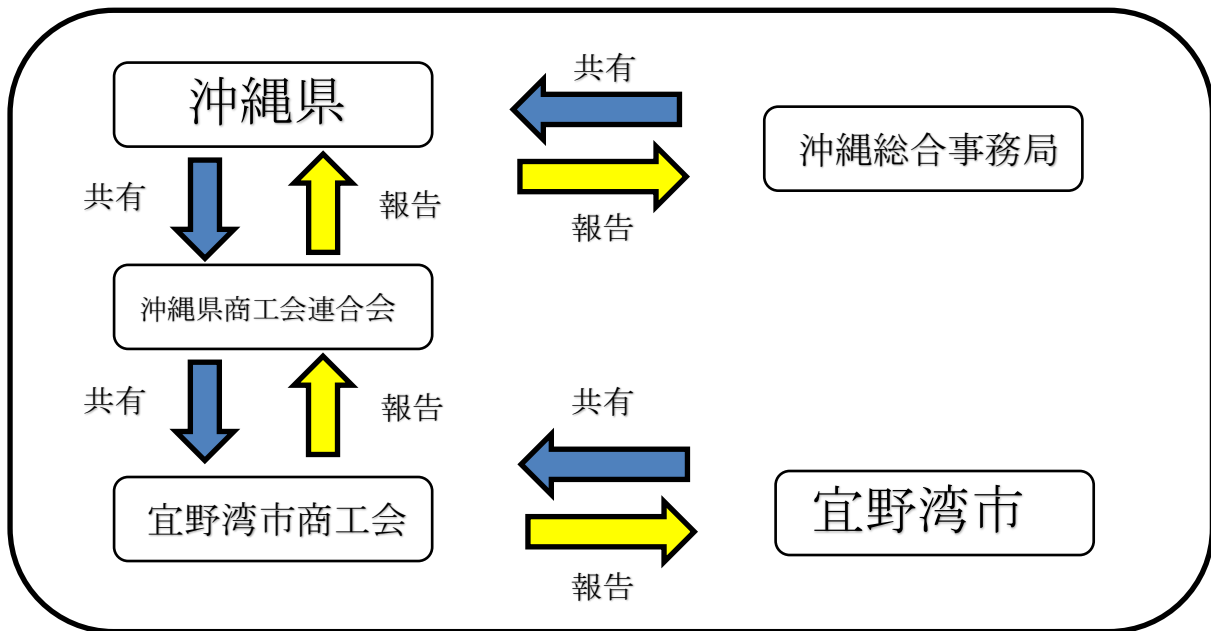
発災後～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	週に1回共有する

- 当市で発表される、新型コロナウイルス感染症に対する宜野湾市の対策方針等を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、在宅勤務を導入する等の体制維持に取り組む。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 事前災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う事について決める。
- 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 当会と当市が共有した被災情報を、下記の方法により沖縄県商工会連合会へ報告する。
- 当会は、別紙様式により被災情報を沖縄県商工会連合会に報告する。

【連絡体制図】



<4. 応急対策時の地区内小規模事業に対する支援>

- 相談窓口の開設方法について、当市と連携・相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に行う被災事業者施策(国や県、宜野湾市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- 沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

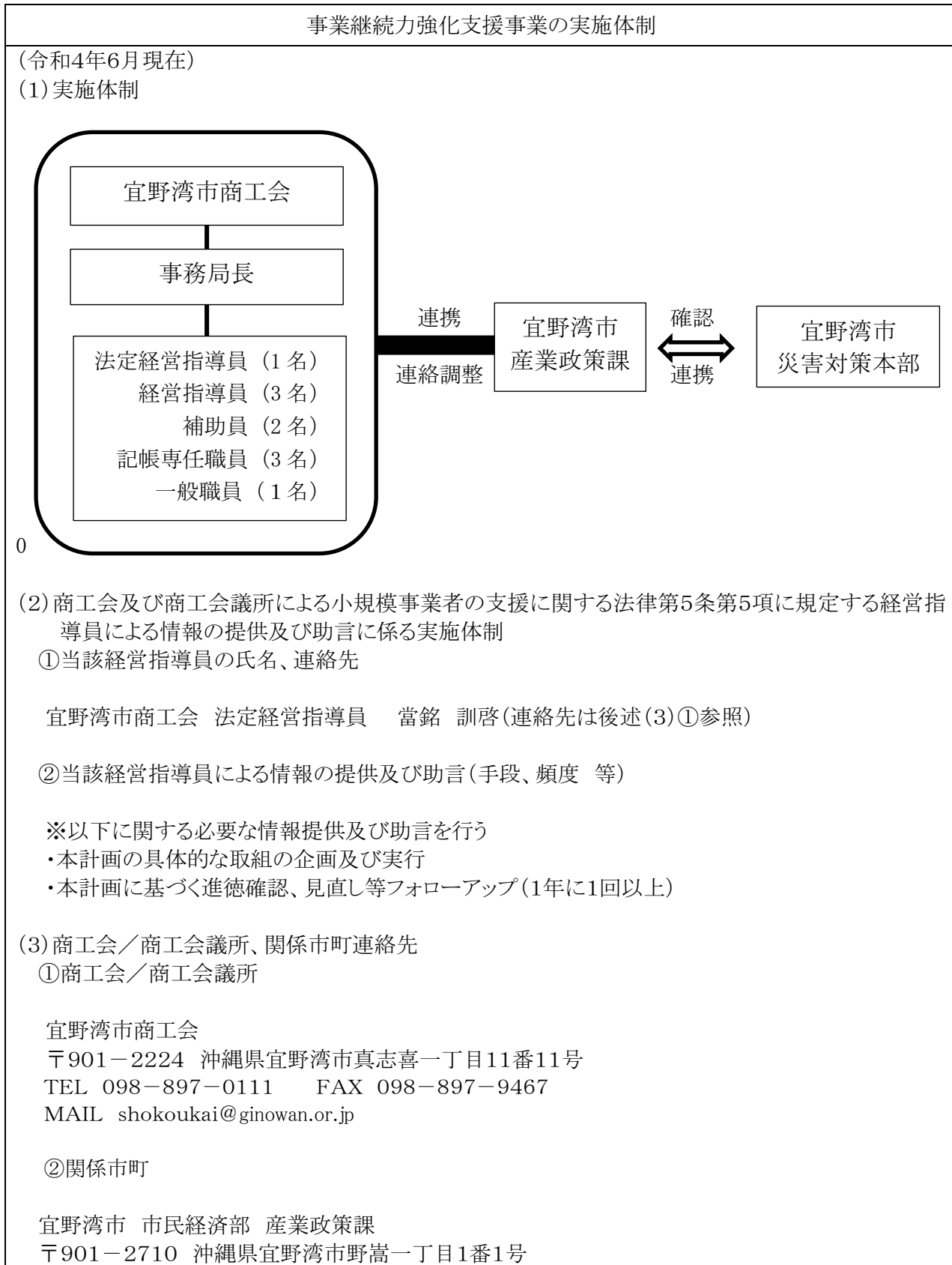
- ・ 被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域等からの応援依頼等を検討する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



TEL 098-893-4464 FAX 098-892-7022

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ・チラシ作成・発送費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・沖縄県補助金、宜野湾市補助金、会費収入、事業収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等